|  |
| --- |
| ＨＰ都市計画法第34条第11号に基づく開発行為等に関する技術基準（参考図）【第4（4）】一戸建専用住宅等の敷地敷地形状は、短辺が10ｍ以上の矩形を原則とし、やむを得ず不整形な敷地が生じる場合は、その敷地内に一辺が10ｍの正方形を確保できること。10ｍ以上敷地面積150㎡以上一辺が10mの正方形を確保幅員４m以上10ｍ以上【第5（1）】一戸建専用住宅等の道路整備の制限ア　両端を6ｍ以上の既存道路に接続（6ｍ以上の既存道路が幹線道路である場合は、2ヶ所の接続の間隔を概ね100ｍ以上確保できる場合に限る。）するイ　一端を6ｍ以上の既存道路に接続し、他端を幅員4ｍ以上のその他の建築基準法上の既存道路に接続する幅員6ｍ以上の既存道路幹線道路の場合は間隔100ｍ以上幅員4ｍ以上の既存道路主要道路主要道路幅員6ｍ以上の既存道路エ　一端を6ｍ以上の既存道路に接続し、他端を幅員4ｍ未満のその他の建築基準法上の既存道路に接続し、加えて、主要道路に2ヶ所以上接続する幅員4ｍ以上の道路を整備するウ　一端を6ｍ以上の既存道路に接続し、他端を幅員4ｍ未満のその他の建築基準法上の既存道路に接続し、加えて、主要道路と6ｍ以上の既存道路とを接続する幅員4ｍ以上の道路を整備する幅員4ｍ未満の既存道路幅員4ｍ未満の既存道路主要道路申請地申請地中心後退（2ｍ）中心後退（2ｍ）主要道路　主要道路に2ヶ所以上接続する幅員4ｍ以上の道路主要道路と6ｍ以上の既存道路とを接続する幅員4ｍ以上の道路幅員6ｍ以上の既存道路幅員6ｍ以上の既存道路【第5（2）～（4）】未利用地接続道路申請地に隣接する土地が、建築敷地等として利用されていない土地（以下「未利用地」という。）となっている場合は、当該未利用地に接続が可能となる幅員６ｍ以上の道路（以下、「未利用地接続道路」という。）を一以上整備する計画とすること。未利用地接続道路は、当該未利用地の境界まで接続すること。未利用地接続道路の沿道は、少なくともその片側を宅地とすること。幅員6ｍ以上の既存道路主要道路沿道の片側一方は必ず宅地申請地未利用地接続道路（幅員6ｍ以上）未利用地【第9】一戸建専用住宅以外の後背地への配慮予定建築物が一戸建専用住宅以外の場合で、申請地の全部又は一部が、幹線道路に接続される国道、府道及び市町村道並びに建築基準法第43条第2号第1号及び「建築基準法第43条第2項第2号許可取扱い方針」（大阪府）提案基準第2に該当する道の境界から200ｍを超える位置に存するときは、申請地内に、幹線道路から後背地に至る幅員6ｍ以上の道路を設置すること。幅１ｍ以上の植栽帯２００ｍ**道路義務付けゾーン**２００ｍ幹線道路（幅員１２ｍ以上）幅員６ｍ以上の後背地へ至る開発道路幹線道路に接続される道路等幹線道路に接続される道路等**後背地****後背地****申請地****申請地** |